

# NCCU NEWS

## 兵庫支部のみなさんへ

兵庫第124号

2022年4月8日発行

UAゼンセン日本介護クラフトユニオン

発行人 兵庫支部長 西村 友宏

編集人 近畿総支部主任 芹生 佳夫

連絡先 近畿総支部

TEL06-6305-9381

FAX06-6305-9382

### 明石市議会報告

～組合員の要望が市議会で実現～

- ・ 資格取得支援事業が大幅拡充（21種類）！
- ・ 市立明石商業高等学校に福祉科設置へ！ 

日々の業務、たいへんお疲れ様です。

NCCU 近畿総支部では、昨年開催した「NCCU タウンミーティング」でみなさんからお聞きした要望について、UA ゼンセン組織内・準組織内議員と連携を図ってまいりました。

明石市では、宮坂祐太議員（明石市議）と連携を図り、市議会で議論を進めていただいた結果、令和4年3月議会において、令和4年度予算が成立し、その中で、主任介護支援専門員研修や介護支援専門員実務研修等、合計21種類（P.2 「明石市で令和4年度から追加する研修一覧表」）に及ぶ介護関係の資格取得の為の研修受講費用や試験受験料について、明石市がその一部を助成することが決定しました。（P.3～「明石市介護・障害福祉分野資格取得支援助成金交付要綱」を記載していますので、ご参照ください。）

また、令和3年6月議会以降、宮坂祐太議員に対応を図っていただいていた、明石市立明石商業高等学校に福祉科を設置することについても予算が成立しましたので、以下にお知らせします。

#### ◇資格取得支援事業について

これまで明石市における資格取得支援事業は、介護職員初任者研修と介護福祉士実務者研修の2種類のみが助成対象でしたが、合計21種類へと大幅に拡充されることになりました。

特に主任介護支援専門員研修の受講費助成については、NCCU 組合員の要望をもとに、令和3年6月議会本会議質問で取り上げていただいた結果、令和4年度予算に盛り込まれたものです。

ただ、資格取得支援事業の助成対象が大幅に拡充された一方で、主任介護支援専門員、介護支援専門員の5年ごとの更新研修の受講費助成は令和4年度予算に盛り込まれませんでした。引き続き、宮坂祐太議員と連携を図り、主任介護支援専門員及び介護支援専門員の更新研修についても受講費助成の対象となるように働きかけを進めます。

#### ◇介護人材の確保・育成について

「介護人材の確保が課題」との NCCU 組合員からの意見も踏まえ、宮坂祐太議員に本会議や常任委員会に対応を図っていただいた結果、市立明石商業高等学校に福祉科を設置する為の事業費等が盛り込まれた令和4年度予算が成立しました。なお、高校卒業時に介護福祉士国家資格受験資格の取得ができる福祉科を創設する為、必要とされる介護実習室や入浴実習室等の施設を同校敷地内に整備するなど、令和6年4月の授業開始を目指し、準備を進めることとなりました。

## 【明石市で令和 4 年度から追加する研修一覧表】

項目	研修名等
共通	介護福祉士試験受験料 社会福祉士試験受験料 精神保健福祉士試験受験料 公認心理師試験受験料
	生活援助従事者研修 喀痰吸引等研修（1号、2号、3号）
ケアマネ等取得関係	主任介護支援専門員研修 介護支援専門員実務研修
認知症関係	認知症介護基礎研修 認知症介護実践者研修 認知症介護実践リーダー研修 認知症対応型サービス事業開設者研修 認知症対応型サービス事業管理者研修 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
障害児者関係	強度行動障害支援者養成研修 医療的ケア児等支援者養成研修 医療的ケア児等コーディネーター養成研修 居宅介護職員初任者研修 重度訪問介護従事者養成研修



NCCU 近畿総支部では、これからも宮坂祐太議員はじめ UA ゼンセン組織内・準組織内議員との連携を図り、NCCU 組合員の要望の実現に向けて取り組めます。

写真：宮坂祐太明石市議会議員  
組合員の要望を議会で質問していただきました。



## 明石市介護 ・ 障害福祉分野資格取得支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護サービス等事業所に従事する人材の確保及び介護サービス等事業所の従業者の資質及び専門性の向上を図るため、対象研修の受講料及び対象試験の受験料の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象研修 別表1に掲げる研修(それぞれ初めて受講するものに限る。)をいう。
- (2) 対象試験 別表2に掲げる試験をいう。
- (3) 介護サービス等事業所 別表3に掲げる事業所をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 次のア及びイのいずれにも該当する介護サービス等事業所の設置者(以下「法人対象者」という。)
  - ア 資格取得支援対象従業者(第5条の規定による申請(以下「交付申請」という。)を行った日(以下「申請日」という。)前1年以内に対象研修を修了した、又は対象試験を受験した当該介護サービス等事業所に勤務する従業者をいう。以下同じ。)が受講した対象研修の受講料(教材費を含む。以下同じ。)又は受験した対象試験の試験料の額の4分の3以上の額を負担していること。
  - イ 申請日において、国、他の地方公共団体等から助成金と類似の助成を受けていないこと、又は助成を受ける予定がないこと。
- (2) 次のアからエまでのいずれにも該当する者(以下「個人対象者」という。)
  - ア 介護サービス等事業所に勤務していること又は勤務することが決定していること。
  - イ 申請日前1年以内に、受講料の全部若しくは一部を負担して対象研修を修了していること又は受験料の全部若しくは一部を負担して対象試験を受験していること。
  - ウ 申請日において、国、他の地方公共団体等から助成金と類似の助成を受けていないこと、又は助成を受ける予定がないこと。
  - エ 勤務する介護サービス等事業所の設置者が、交付申請に係る対象研修の受講料又は対象試験の受験料の額の4分の3以上の額を負担していないこと。

(助成金の額)

第4条 法人対象者に交付する助成金の額は、資格取得支援対象従業者1人につき当該資格取得支援対象従業者が受講した対象研修の受講料又は受験した対象試験の受験料のうち、当該法人対象者が負担した額に4分の3を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)と6万円のいずれか低い額とする。

- 2 前項の助成金の額の合計は、一の介護サービス等事業所につき、1年度当たり40万円を上限とする。ただし、別表1のオからコまでに掲げる対象研修に係る助

成金については、この限りでない。

- 3 個人対象者に交付する助成金の額は、当該個人対象者が受講した対象研修の受講料の額又は受験した対象試験の受験料のうち、当該個人対象者が負担した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）と6万円のいずれか低い額とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、明石市介護・障害福祉分野資格取得支援助成金申請書(以下「申請書」という。)に次の各号に掲げる交付申請の区分に応じそれぞれ当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 対象研修の受講料に係る交付申請 次のアからオまでに掲げる書類

- ア 対象研修の受講料を支払ったことを証する書類
- イ 対象研修を修了したことを証する書類
- ウ 法人対象者にあつては、対象研修の受講料の額の4分の3以上の額を負担していることを証する書類
- エ 介護サービス等事業所に勤務していること又は勤務することが決定していることを証する書類
- オ その他市長が必要と認める書類

(2) 対象試験の受験料に係る交付申請 次のアからオまでに掲げる書類

- ア 受験票の写し
- イ 試験結果通知書の写し
- ウ 法人対象者にあつては、対象試験の受験料の額の4分の3以上の額を負担していることを証する書類
- エ 介護サービス等事業所に勤務していること又は勤務することが決定していることを証する書類
- オ その他市長が必要と認める書類

2 法人対象者は、複数の資格取得支援対象従業者に係る助成金をまとめて申請することができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成金の交付の決定をしたときは明石市介護・障害福祉分野資格取得支援助成金交付決定書により、交付しないことを決定したときは明石市介護・障害福祉分野資格取得支援助成金不交付決定書により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をした場合は、申請者に対して助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合に

は、当該交付決定を取り消すものとする。

- ( 1 ) 偽り或其他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- ( 2 ) 国、他の地方公共団体等から助成金と類似の助成を受けたとき。
- ( 3 ) この要綱の規定に違反したとき。
- ( 4 ) その他市長が適当でない者と認めたととき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和元年 8 月 26 日制定)

この要は、制定の日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 21 日制定)

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 31 日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の明石市介護・障害福祉分野資格取得支援助成金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以降の交付申請（改正後の要綱第 5 条の規定による申請をいう。）に係る助成金の交付について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 4 年 3 月 31 日以前に行われた対象試験（改正後の要綱第 2 条第 2 号に規定する対象試験をいう。）の受験料は、改正後の要綱による助成金の交付の対象としない。

以上

## 別表 1 (第 2 条関係)

- 都道府県若しくは市町村又はこれらに指定若しくは委託された機関が行う次に掲げる研修
- ア 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を履修するための研修
  - イ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第 2 項第 5 号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において 6 月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修
  - ウ 介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する生活援助従事者研修課程を履修するための研修
  - エ 社会福祉士及び介護福祉士法附則第 4 条第 2 項に規定する喀痰吸引等研修
  - オ 平成 18 年 3 月 31 日老発第 00331010 号厚生労働省老健局長通知「認知症介護実践者等養成事業の実施について」による「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）に規定する認知症介護基礎研修

- カ 国要綱に規定する認知症介護実践者研修
- キ 国要綱に規定する認知症介護実践リーダー研修
- ク 国要綱に規定する認知症対応型サービス事業開設者研修
- ケ 国要綱に規定する認知症対応型サービス事業管理者研修
- コ 国要綱に規定する小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
- サ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 69 条の 2 第 1 項に規定する介護支援専門員実務研修
- シ 介護保険法施行規則第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修
- ス 平成 18 年 8 月 1 日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「地域生活支援事業等の実施について」による「地域生活支援促進事業実施要綱」に規定する強度行動障害支援者養成研修
- セ 平成 31 年 3 月 27 日障発 0327 第 19 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「医療的ケア児等総合支援事業の実施について」による「医療的ケア児等総合支援事業実施要綱」（以下「医療ケア要綱」という。）に規定する医療的ケア児等支援者養成研修
- ソ 医療ケア要綱に規定する医療的ケア児等コーディネーター養成研修
- タ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号。以下「国告示」という。）第 1 条第 3 号に規定する居宅介護職員初任者研修
- チ 国告示第 1 条第 5 号に規定する重度訪問介護従業者養成研修

## 別表 2（第 2 条関係）

- ア 社会福祉士及び介護福祉士法第 5 条に規定する社会福祉士試験
- イ 社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 1 項に規定する介護福祉士試験
- ウ 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）第 5 条に規定する試験
- エ 公認心理師法（平成 27 年法律 68 号）第 5 条に規定する試験

## 別表 3（第 2 条関係）

- 市内に所在し、かつ、次に掲げる事業を行っている事業所
- ア 介護保険法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス
  - イ 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス
  - ウ 法第 8 条第 26 項に規定する施設サービス
  - エ 法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービス
  - オ 法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービス
  - カ 明石市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 3 月 28 日制定）第 3 条第 1 項第 1 号ア、ウ及びオからキまでに掲げる事業
  - キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第

123 号。以下「障害者総合支援法」という。) 第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業

ク 障害者総合支援法第 5 条 18 項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業

ケ 障害者総合支援法第 77 条第 1 項に規定する地域生活支援事業又は同条 3 項に規定する障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業

コ 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業

サ 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援事業

シ 明石市障害者小規模通所施設運営補助金交付要綱 (昭和 63 年 3 月 29 日制定) 第 2 条第 1 号に規定する障害者小規模通所事業

\*\*\*\*\*

**NCCU では地域課題の解決に向けた活動も行っています。**

**みなさんが感じている地域での問題点や課題点をお聞かせください！**

FAX 06-6305-9382 芹生苑

事業所名

お名前

\* お名前、事業所名は公表しませんので、ご安心ください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

\* 私は分会ニュースの組合員意見欄に記載した個人情報の取り扱いについて、『NCCU の個人情報保護方針・個人情報の取扱い(NCCU ホームページに記載)』に同意します。

